

## 就職氷河期世代マッチング支援事業業務委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

令和5年度に宮崎県（以下「県」という。）が実施する就職氷河期世代マッチング支援事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託の内容

令和5年度就職氷河期世代マッチング支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）（別添1）による。

### 3 契約上限額

4, 999, 720円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

### 5 参加資格要件

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応出来る体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告               | 令和5年5月15日(月)      |
| (2) 質問等の締切           | 令和5年5月31日(水) 午後3時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和5年5月31日(水) 午後3時 |
| (4) 企画提案書の提出締切       | 令和5年6月5日(月) 正午    |
| (5) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和5年6月7日(水)       |
| (6) 審査結果の通知          | 令和5年6月14日(水) までに  |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和5年5月31日(水) 午後3時

#### ③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

### (2) 企画提案書等の提出

#### ① 提出書類

##### ア 企画提案書

(ア) 仕様書を参照の上、提案すること。

(イ) 提出する企画案は、1案のみとする。

(ウ) 書式はA4判(一部A3判を折り曲げても可)とし、ページ番号を挿入する。

(エ) 審査基準表(別添2)の各項目順に従って提案内容を分かりやすく記載すること。

(オ) 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。

##### イ 見積書

(ア) 仕様書に定める各項目について、積算した見積書を提出すること。

(イ) 数量、単価等、積算根拠を明らかにした上で、委託契約額の上限(3

を参照)の範囲内で見積もること。

(ウ)宛名については、「宮崎県知事 河野 俊嗣」、内訳は税抜き表示を基本とし、税額は小数点以下切捨てとする。

(エ)見積書には住所、名称、代表者職・氏名を記載すること。押印を省略する場合には、「担当者」の欄を設け、氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号やメールアドレス)を記載する。

ウ 誓約書

別紙2により提出すること。

エ 直近2期分の決算報告書

オ 会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば提出すること。

② 提出部数

正本1部、副本3部

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和5年6月5日(月)正午

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合、上記期限に必着すること。)

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

提出期限後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(3) プレゼンテーション(ヒアリング)

日 時 : 令和5年6月7日(水)

場 所 : 宮崎県庁8号館4階第二会議室又はオンライン

実施方法 : 参加者によるプレゼンテーション方式

① プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分、質疑10分を目安とし、計30分とする。

② 発表時間は令和5年6月5日午後に通知する。

③ 提案者は3名まで参加可能とする。

④ オンラインでのプレゼンテーションは「Zoom」又は「Microsoft Teams」を利用することを想定しているが、そのほかのツールについても相談可とする。当日使用するURLについては、提案者が発行すること。

⑤ 来庁してのプレゼンテーションの場合、県ではモニター及びHDMIケーブルを用意することが可能。インターネット環境はないため、必要な場合

には提案者が準備すること。

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和5年5月31日（水）午後3時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目

審査基準表（別添2）のとおり。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が多数である場合、予備審査として書面審査を行う場合がある。予備審査を実施した場合の結果はプレゼンテーション実施日の前日までに電子メール及び電話で連絡する。

(7) 審査の通知

令和5年6月14日（水）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 11 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 委託料の支払方法は、概算払も可とする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

(5) 受託候補者となった場合は、5（5）及び（7）に係る、納税証明書（県税に未納がないことの証明、原則として提出する日から3か月以内のもの。）及び別紙4を提出すること。

## 12 書類提出及び問合せ先

(1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 担当 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当（担当：貴嶋）

(3) 連絡先 電話番号 0985-26-7105

ファックス番号 0985-32-3887

メールアドレス [u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp)